

# 新地方公会計制度について

## 新地方公会計制度とは

現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取組みです。これまで各市町村で行われていた会計処理は、地方自治法で定められているもので、今後も引き続き行われます。また、地方自治法が定める決算書は現行通りであり、新地方公会計制度に伴う財務書類は法定のものではなく、あくまでもそれらを補完するものとなります。

## 財務4表とは

- ・貸借対照表(BS) : 市の資産と、その資産がどのような財源で賄われてきたかを表します。資産と負債という「ストック」の面から、市の財政状況を明らかにします。
- ・行政コスト計算書(PL) : 市の行政サービス提供のために使われた費用と、使用料・手数料などの収入を対比する表です。
- ・純資産変動計算書(NW) : 市の純資産(資産と負債の差)がどのように増減したのかを明らかにします。
- ・資金収支計算書(C/S) : 1年間の資金の動きをみる表です。(1)行政サービス(2)資産形成(3)財務活動に関する収支を明らかにします。

## 財務書類の分析について

- ・財務書類作成の前提条件  
基準日は平成29年3月31日とし、出納整理期間(平成29年4月1日から5月31日まで)における資金の出入りは、基準日までに完了したものととして処理します。

## 財務書類の対象範囲

- ・一般会計等(健全化法の規定による一般会計等と同じ区分)
- ・全体会計(一般会計等のほか、公営事業などの特別会計を合算した会計)
- ・連結会計(一般会計等のほか、公営事業などの特別会計や市と連携して行政サービスを実施する関係団体や法人等の会計を合算した会計)

## 連結範囲

- ・一般会計等(一般会計、パートタイマー等退職金共済特別会計)
- ・特別会計(国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計)
- ・公営企業会計(水道事業会計、下水道事業会計)
- ・一部事務組合・広域連合(大阪広域水道企業団・大阪府後期高齢者医療広域連合・淀川右岸水防事務組合)
- ・第三セクター(摂津都市開発・摂津市保健センター・摂津市施設管理公社) ※シルバー人材センターは除きます。
- ・地方三公社(摂津市土地開発公社)